

投票の方法

投票は、先に「衆議院(小選挙区選出)議員選挙」を行い、次に「衆議院(比例代表選出)議員選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」を同時に行います。投票用紙への記載方法は次のとおりです。お間違いのないよう記載してください。

※今回の選挙から、すべての期日前投票所でも上記の順番で投票することになりました。

●衆議院(小選挙区選出)議員選挙の投票用紙(ピンク色)

「東京都第1区」の投票所では「東京都第1区の候補者の氏名」を、「東京都第10区」の投票所では「東京都第10区の候補者の氏名」を書きます。

いずれの場合も、記載台に貼ってある候補者の一覧(候補者氏名等掲示)から選んでください。

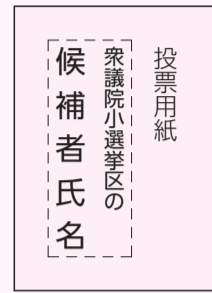
●衆議院(比例代表選出)議員選挙の投票用紙(あさぎ色)

「政党等の名称(略称可)」を書きます。記載台に貼ってある政党等

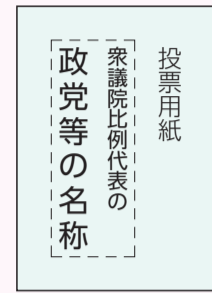
名の一覧(名簿届出政党等の名称等掲示)から選んでください。

●最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙(うぐいす色)

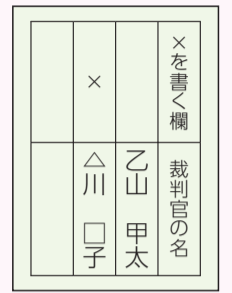
投票用紙には裁判官の氏名が印刷されています。「辞めさせたい裁判官」の氏名の上の欄に「×」を書きます。辞めさせなくてよいと思う裁判官には何も書かないでください。



衆議院小選挙区選挙



衆議院比例代表選出選挙



国民審査

期日前投票のご利用を

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

今回の選挙では、選挙区によってご利用いただける期日前投票所が異なりますのでご注意ください。(右表のとおり)

※今回の選挙から、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間が衆議院議員選挙と同じく11日間となりました。

●持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。

※印鑑は不要です

●投票所整理券がないと投票できませんか？

新宿区に選挙人名簿登録があれば、整理券が届かない場合や、紛失などでお持ちでない場合でも期日前投票ができます。期日前投票所に備えてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

●住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票所は衆議院議員小選挙区の区域により異なります。右表をご覧ください。

●長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

滞在地で不在者投票をすることができます。「旅行地・滞在地での不在者投票」をご覧ください。

◆東京都第1区の方が利用できる期日前投票所(10か所)		
期日前投票所名称	所在地	期間
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	いずれも、 10月11日(水)から10月21日(土)まで
四谷特別出張所	内藤町87	
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所1階	下落合4-6-7	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

◆東京都第10区の方が利用できる期日前投票所(3か所)		
期日前投票所名称	所在地	期間
新宿区役所第一分庁舎地下2階	歌舞伎町1-5-1	いずれも、 10月11日(水)から10月21日(土)まで
落合第一地域センター3階	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	

期日前投票の時間はいずれも午前8時30分から午後8時まで

滞在地・転出先での不在者投票

長期の出張や旅行、他の区市町村への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。不在者投票ができるのは、10月11日(水)～10月21日(土)です。投票用紙等の請求・送付には郵便をしますので、お早めにお手続きください。

(1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。

記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。

※区外へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。

※請求書の様式は新宿区のホームページからも取り出せます。

※投票用紙等は電子メールやファクシミリ、電話での請求ができません。郵便で請求してください。

(2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着し、受付処理をした後に「投票用紙の送付先」あてに郵便(レターパックプラス)で投票用紙等をお送りします。

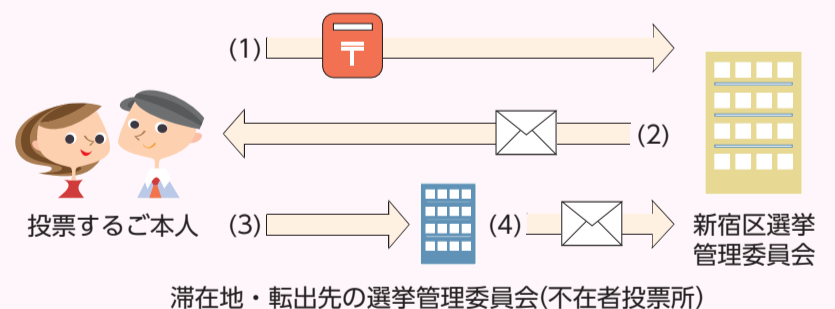
(3)滞在地・転出先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

※不在者投票所の場所や投票できる期間・時間は自治体によって異なります。

事前に滞在地・転出先の選挙管理委員会にご確認ください。

(4)投票用紙等は滞在地・転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(10月22日(日))を過ぎると無効になりますので、お早目に投票してください。



【記載例】投票用紙等請求書

私は平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。
平成29年10月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会事務局
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1